雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令

（職業安定法施行規則の一部改正）

第一条　職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（第三面）中「、第63条及び第65条の規定並びにこれらの規定に係る同法第66条」を「から第65条まで」に改める。

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第二条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第百十五条第十一号中「育児・介護休業法第四十五条の規定による交付金の交付その他の」を削り、「第百三十八条第十二号」を「第百三十八条第十号」に改める。

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年労働省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十章　指定法人（第三十五条―第六十条）」を「第十章　削除」に改める。

第十章を次のように改める。

第十章　削除

第三十五条から第六十条まで　削除

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第七十三号

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）の一部の施行に伴い、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（雇用対策法施行規則の一部改正）

第一条　雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第一項第一号中「第二十六条」を「第二十八条」に改め、同条第二項中「第二十三条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

第二条第二項第一号中「第二十条」を「第二十二条」に改める。

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（昭和四十六年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六条の五の見出し及び同条第一項中「第十八条の二第一項」を「第二十条第一項」に改める。

第七条第一項中「第二十条」を「第二十二条」に改め、同条第二項中「第二十条第四号」を「第二十二条第四号」に改め、同項第三号中「第二十条の」を「第二十二条の」に改め、同号イ中「第二十条第一号」を「第二十二条第一号」に改め、同条第三項中「第二十条」を「第二十二条」に改める。

第八条第一項中「第二十一条第一項」を「第二十三条第一項」に、「第二十四条第一項」を「第二十六条第一項」に、「第二十三条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条第二項中「第二十一条第二項」を「第二十三条第二項」に、「第二十三条第一項」を「第二十五条第一項」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「第二十一条第二項」を「第二十三条第二項」に改める。

第九条第一項中「第二十二条第一項第三号」を「第二十四条第一項第三号」に改め、同項第一号中「第二十四条第一項」を「第二十六条第一項」に、「第二十五条第二項」を「第二十七条第二項」に改め、同条第二項中「第二十二条第二項」を「第二十四条第二項」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十条中「すみやかに」を「速やかに」に、「第二十二条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

第十四条第一項中「第二十四条第一項」を「第二十六条第一項」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「第二十四条第一項」を「第二十六条第一項」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第三号中「第二十三条第一項第一号」を「第二十五条第一項第一号」に改め、同項第四号中「第二十三条第一項第二号」を「第二十五条第一項第二号」に改め、同条第三項中「第二十四条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同条第四項中「第二十四条第一項」を「第二十六条第一項」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十五条（見出しを含む。）中「第二十九条」を「第三十一条」に改め、同条第三号中「第三十条第一項」を「第三十二条第一項」に改める。

第十六条中「第三十条第三項」を「第三十二条第三項」に改める。

第二十四条（見出しを含む。）中「第四十一条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同条第二号中「第四十二条第一項」を「第三十八条第一項」に、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第二十四条の二第一項中「第四十一条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同条第二項第三号中「第四十二条第一項」を「第三十八条第一項」に改める。

第二十四条の三中「第四十一条第四項」を「第三十七条第四項」に改める。

第二十四条の四第一項及び第五項並びに第二十四条の五第一項中「第四十二条第二項」を「第三十八条第二項」に改める。

第二十四条の六（見出しを含む。）中「第四十二条第三項」を「第三十八条第三項」に改める。

第二十四条の七中「第四十二条第五項」を「第三十八条第五項」に改める。

第二十四条の八（見出しを含む。）中「第四十二条第六項」を「第三十八条第六項」に改める。

第二十四条の九第一項中「第四十二条第六項」を「第三十八条第六項」に改め、同条第六項中「第四十二条第五項」を「第三十八条第五項」に改める。

第二十五条第一項中「第四十三条第一項前段」を「第四十一条第一項前段」に改め、同条第二項中「第四十三条第一項後段」を「第四十一条第一項後段」に改め、同条第三項中「第四十三条第二項」を「第四十一条第二項」に改める。

第二十六条中「第四十一条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同条第二号中「第四十二条第一項」を「第三十八条第一項」に、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第二十七条第二項第三号中「第四十二条第一項」を「第三十八条第一項」に改める。

第二十九条中「第四十一条第一項ただし書」を「第三十七条第一項ただし書」に改める。

第二十九条の二中「第四十二条第五項」を「第三十八条第五項」に改める。